

総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成20年11月6日

1 管外視察についての調査

任期中1回の管外視察の日程を11月12日(火)から14日(金)までの2泊3日とし、視察先を福島県矢祭町(子育て支援と教育行政、行政改革とまちづくり)、郡山市(小中一貫教育)、新潟県関川村(小学校統合)、聖籠町(中学校の校舍視察)とした。

2 学校教育施設の現状調査

教育委員会から小学校校舎等の第1次耐震診断の結果説明を受け、5小学校施設(湯沢、土樽、神立、三俣、三国)の現状視察を行い、各学校から教育目標や学校の現状等の説明を受けた。

開会中の委員会審査

平成20年12月9日

●議案第65号

湯沢町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

日本国外の学校に学ぶ学生に対して、国際的に活躍する人材育成の観点から、湯沢町奨学金の貸与対象とする条例の改正である。

主な質疑

Q：年齢制限はあるか、外国の学校の基準は何か。
A：国内の学校と同じ基準であり、年齢制限はない。

●議案第66号

湯沢町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

東電町内がなくなり、二居分館(体育館)を取り壊したことになる、町内名と

位置表示を削るための条例改正である。

●議案第67号

湯沢町公民館使用条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

二居分館取り壊しに伴い、使用料金表の名称と区分を変更する条例改正である。

●議案第69号

湯沢町税条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

地方税法の改正に伴う条例の改正である。ふるさと納税の寄付金税額控除について、全体的な考え方がまとまったことによる町税条例の改正と公益法人制度改革の法改正が、12月1日から適用されたことによる、経過措置に伴う減免規定の整備を行うための条例改正である。

●議案第70号

湯沢町入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果
「賛成全員で可決すべきものと決定」

湯沢町で行われる第64回国民体育大会冬季スキー競技会に参加する選手、役員、視察員、大会運営に公的に支援する者、及び報道関係者の入湯税を、2月9日から2月20日まで免除するための条例改正である。

●陳情第11号

ペット移動火葬車の取締りに関する陳情

■審査の結果
「賛成少数で不採択とすべきものと決定」

日本動物霊園連合からの陳情であり、近年ペット移動火葬車を使ったトラブルが多発し、その実態は暴力団の資金源や反社会性を帯びたものも出始めていることから、野放し状態になっている移動火葬車について現行法に基づいた取締りを早急に実施し、厳しい措置を取ることを求める陳情である。

ある。

主な意見

現在、法の規制がなくペットの火葬場は全国に800社あり、そのうち160社が移動火葬車であるといわれている。新たなビジネスとして進出が増えているので、今後は法による規制が必要になるが、現在まじめにやっている人も多く、この陳情者はペット霊園を持って営業している業者であり、新たな参入者を防ぐ意味もある陳情である。



取り壊された二居分館(旧三國小体育館)